

仲介人の登録に関する運用基準 (仲介人用)

本運用基準は、公益財団法人日本サッカー協会(以下、JFA)仲介人に関する規則(以下、仲介人規則)に基づき、仲介人が為すべき手続きに関して定めるものである。

1. 仲介人登録(事前登録)について

- 1) 仲介人になろうとする者は、選手又はクラブと仲介人契約を締結する前に、以下の手続きに従って、JFAに仲介人登録を申請し、JFAに登録されなければならない。
- 2) 仲介人登録は、年度(4月1日～翌年3月31日)毎に行わなければならない。仲介人登録の有効期間は、JFAによる登録が完了した日から当年度最終日(3月31日)となる。
- 3) 次年度以降も仲介人登録を希望するものは、毎年度ごとに、以下の 8)【申請期間】に定めるとおり更新のための申請をしなければならない。
- 4) 仲介人登録が完了していない者は、仲介人として活動してはならず、選手又はクラブと仲介人契約をしてはならない。
- 5) 以下に該当するものは仲介人登録ができない。
 1. FIFA、大陸連盟、本協会、Jリーグ、クラブ、各国協会、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会又は各種の連盟の役員、職員、各種委員会の委員、審判、監督、コーチ、チームスタッフ又はその他これに類する職務若しくは地位にある者
 2. 禁錮以上の刑に処せられた者
 3. 外国裁判所において前号に準ずる刑に処せられた者
 4. 刑罰法規に抵触する行為(過失犯及び交通法令違反を除く)を行なった者
 5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号が規定する暴力団その他暴力的集団の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者
 6. 破壊活動防止法第4条が規定する暴力主義的破壊活動を行った団体又は行なうおそれのある団体の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者
 7. 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の対象となる団体の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者
 8. 米国財務省外国資産管理局(OFAC)SDNリスト、国連統合リスト及びその他政府機関等の制裁リストに掲載がある者

9. 前各号のほか、選手又はクラブのために交渉する者として相応しくないと協会が認めた者

6) 仲介人登録にあたっては、以下に定める手数料を JFA に支払わなければならない。

【仲介人登録にかかる手数料】

初めて仲介人登録をする場合： 一年度あたり 108,000円(税込)

次年度以降の継続登録の場合： 一年度あたり 32,400円(税込)

【支払先口座】

三菱東京UFJ銀行（金融機関コード:0005） 渋谷支店（支店番号:135） 普通 3456779 公益財団法人日本サッカー協会（(サイ)ニホンサッカーキョウカイ）

※必ず銀行振込で支払うこと。現金での支払は受け付けない。

※振込みの際に銀行が発行する「振込明細書」を申請時に必ず添付すること。

7) いったん納入された手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

8) 仲介人登録申請は以下に示す手順に従い、行わなければならない。

【申請方法】

仲介人登録申請書(JFA 書式 CH-1号)を記入・捺印し、以下の書類を添付して、JFA に必ず郵送(書留郵便)にて提出すること(JFA に直接申請書類を持参した場合、これを受領しない。)

- ① 仲介人宣誓書(仲介人本人が署名したもの)
- ② 仲介人登録手数料振込明細書 ※銀行発行の振込明細書を必ず添付すること
- ③ 仲介人の経歴書 ※サッカー(選手・指導者・審判員)に関する経歴・実績、学歴、職歴、使用可能言語、仲介人登録の志望動機を含めること。
- ④ パスポートの写し(顔写真のページ)※申請日において有効なもの
- ⑤ 住民票(日本居住者の場合)、外国居住者の場合は居住地が分かる公文書※発行後 3 ヶ月以内のもの
- ⑥ 所属する会社の登記簿謄本または登記事項証明書※発行後 3 ヶ月以内のもの

※添付書類に不備がある場合は、登録を認めないことがある。

※仲介人登録申請書の記載内容に変更があった場合は、速やかに JFA まで連絡すること。

【申請書類提出先】

〒113-8311

東京都文京区サッカー通り(本郷 3-10-15) JFAハウス

公益財団法人日本サッカー協会 管理部(仲介人担当) 宛

【申請期間】

・初めて仲介人登録する場合： 随時

・次年度以降に継続して登録する場合： 毎年 2 月 20 日～3 月 21 日(申請書類必着)

※次年度以降に継続して登録を希望する場合、上記申請期間内に登録申請がなされなければ、初めて仲介人登録申請をするものとみなされ、登録手数料も当該分を支払う。

- 9) JFA は、仲介人の登録に先立ち、原則として、申請者本人との日本語による面談を行うものとする。
- 10) JFA は、同人の登録の完了を申請者にメールにて連絡する。
- 11) 仲介人登録(仲介人本人による JFA への登録)が完了していることは、JFA が、当人の仲介人としての資質、能力、適性、各種法令・規程に関する見識・知識、ならびに、当人が提供する役務の信頼性、妥当性、適法性その他一切の性質について何ら保証するものではない。
- 12) 申請を受領してから登録の完了までには、1 ヶ月程度の時間を要する場合がある。JFA は、申請者からの登録手続きの進捗等に関する問い合わせには一切応じない。
- 13) JFA は、仲介人規則に基づき、これら提出書類について虚偽が発覚した場合、仲介人の欠格事由が発覚した場合又はその他の理由により、事後的に当人の登録を取り消す。JFA は、申請のあった仲介人登録を認めない場合又は取り消した場合、その理由を申請者に通知しない。また、その場合、申請者は JFA に対して一切の異議を申し立てることができない。
- 14) 仲介人は自らの連絡先及び所属に関する情報(氏名、所属法人、連絡先住所、電話番号、FAX 番号、携帯電話番号、E メールアドレス等)を常に正確かつ最新に保つ義務を負う。これらの情報に変更が生じた場合、登録仲介人は速やかに JFA まで届出なければならない。なお、届出に際し、JFA は変更事項に関する資料の提出を求めることがある。
- 15) JFA から各仲介人への連絡は原則としてメールによるものとする。この関係で、JFA 側の責めに帰すべき事由がない限り、JFA からのメールは JFA から発信された時点で本人に通知されたものとみなされる。前項の義務の懈怠、又は同人が利用するメールソフト又はアプリケーションの受信設定等により同人が被る不利益について、JFA は一切の責を負わない。

2. 監督、クラブ役職員等との契約に関する報告義務について

仲介人規則第 12 条に従い、仲介人は、クラブの監督、コーチ、役職員との契約関係について、JFA に報告しなければならない。また、JFA の要請に応じて、関連する契約書を提出しなければならない。

- 1) 対象となる者
 - ✓ クラブの監督
 - ✓ クラブのコーチ
 - ✓ クラブの役職員(社長、GM、強化担当者、その他全てのクラブ役員・職員)
- 2) 上記の者と、仲介人又は仲介人の会社が、代理契約、マネージメント契約等、何らかの契約を締結した(または既に締結している)場合、「**監督等との契約関係についての報告書**」(JFA 書式

CH-5号)により、JFAに報告しなければならない。

- 3) 上記において、虚偽又は隠匿があった場合、仲介人規則に基づき、JFA 規律委員会は、当該個人に対して懲罰を科す。

以上

(2018年1月29日改定)